

沖縄県個人情報保護審査会答申第107号 概要

①件名	特定年に特定署へ宅配便等で送ったカルテ等に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求
②開示請求年月日	令和4年3月29日（受理：令和4年4月4日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部 広報相談課）
④決定年月日	令和4年4月18日（沖広相第1510号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	開示請求人が求める記録を検索した結果、保有していないため。
⑦審査請求年月日	令和4年6月15日
⑧審査請求の趣旨	「保有個人情報不開示決定の処分を取り消す」との裁決を求める。
⑨審査請求理由要旨	<p>審査請求人は特定日の特定場での事故でケガを負い、適用された労災保険で沖縄県内クリニック、病院を通院してきた。</p> <p>特定署に送付した資料（以下「本件請求文書」と総称する。）は、審査請求人の通院記録である。そして、通院したクリニック、病院全てが不正である。</p> <p>特定署長あてに通院記録を送っており、審査請求人の手元には送り状、お届け通知が存在する。</p> <p>本件労災事故の管轄は労働基準監督署であるが、あらゆる事件を取り扱うのは警察、地検である。警察署長、沖縄警察本部長に対する行政処分を求める。公正公平な捜査が行われていない結果である。</p>
⑩諮問年月日	令和4年10月28日（沖公委（広相）第35号）
⑪答申年月日	令和5年10月3日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和4年4月18日付け沖広相第1510号による保有個人情報不開示決定については、妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>本件では、審査請求人から宅配便やゆうパックの伝票等の写しが提出されている。この点を踏まえ、審査会は実施機関に対し、特定署において本件請求文書を受領した可能性はないか、また、本件請求文書の保有の有無について改めて確認を行った。</p> <p>特定署では、送付された文書を受理せずに返却する場合は切手を使用した郵送により返却しており、切手使用に際しては「郵便切手出納簿受払簿」に記載することを審査会として新たに確認した。しかしながら、「郵便切手出納簿受払簿」の保存期間は5年であり、保存期間経過後は廃棄手続が行われているとのことであった。</p> <p>また、実施機関の説明によると、審査請求人から特定署に本件請求文書が送付された可能性は否定できないが、実施機関において本件請求文書の保有について検索を行ったところ、本件請求文書に該当するようなものは保有していないとのことであった。</p> <p>本件請求文書を保有していないとする実施機関の上記説明に不合理・不自然な点はなく、本件請求文書は存在しないものと認められることから、実施機関の判断は妥当である。</p>